

知事記者会見（平成23年10月11日）

●知事発表

なし

●幹事社質問

（1）秋田県産農産物の「安全宣言」について

・今後期待すること等

（2）岩手県の災害廃棄物の受入について

・進捗状況、対応方針等

時間：13：59～14：26

場所：プレゼン室

（幹事社）

では、幹事社の方から2点ほど質問させていただいて、その後、各社からの質問という形にさせていただきます。

まず1点目ですが、先日、秋田県産農産物について安全宣言をされましたが、どのような効果を期待されているかとか、今後の検査の進め方についても教えていただければと思います。

（知事）

東日本大震災による福島原発の放射能の問題は、全国的にまだ尾を引きずっていますが、秋田の主要な農産物であるお米、あるいは夏・秋物（野菜等）について一定の調査をした結果、特別な状況は出ていないということと、秋田の様々な食材は、これからがシーズンでありますので、農業団体関係者と一緒に一区切りつけよう、自分たちがある程度確認した上で、これから大いにまた売り込もうという意味からも、あのような宣言を行ったわけがあります。

実際の動きを見てみますと、秋田のものについては、ほとんど風評被害はなく、米も引き合いは結構強く、一部野菜についてはかなり忙しかったということもあり、秋田に対する不安は国内も国外もない状況であります。

ただやはり、野菜はシーズンもあり、今後、旬のものも出てきますので、また一定の調査等をしていきます。

魚であれば、この後は当然ハタハタ、秋田の場合は、11月ぐらいになりますと農産物は終わりですので、大体冬近くまで計画的に検査をし、発表していくということになります。

(幹事社)

2点目ですが、9月議会でもお話がありましたけれども、岩手県の（災害廃棄物の）受入について検討されるというお話でしたが、その後、岩手との間で、何か進捗状況に変化があれば教えていただけますでしょうか。

(知 事)

10月5日に岩手県から県北部の最大13万（トンの災害廃棄物を受入れて欲しい）というお話があり、今検討中ですが、国が災害廃棄物の広域処理推進会議を10月4日に開催しております。

その後、再度、各都道府県に受入の意思を文書で確認するという事で、回答を求められており、それを受けて、もう一度県から各市町村に意向調査をいたしますが、市町村によって、いろいろな条件が出てくるのではないかと思います。

もう一つは、原子力問題、放射能問題というのは、それぞれの専門家は自治体にいないわけですので、国が様々な情報提供、技術的助言等、例えば住民説明会等を行う場合については、資料や説明の仕方についても国が十分バックアップするということですので、今後、県が調整しながら、国と市町村との橋渡し、県全体の取りまとめ、県・市町村から国へのさらなる要望等をやっていかなければならないと思います。

問題は、現状では、焼却灰等が国の暫定基準値を超えると、処理の仕方がはっきりしていません。

その場合、中間処理施設を作れと言っても、被災地でないところで果たして住民が受けてくれるのかどうかということもありますので、受入れる前にきちっと想定をしながら、国からの技術的指導を受け、ある程度準備措置をして、住民の皆さんにそれぞれの市町村が説明会を開き、認識してもらって、県も当然県としての役割を果たしながら、国もできるだけ応援するということですので、そのような流れの中で、これから具体的な話が始まります。10月5日に岩手県から正式に話としてはあったのですが、国の文書が出て、市町村の意向確認がありますので、本格的なスキーム作りはこれからであります。

(幹事社)

今の点について重ねて質問ですが、市町村への意向調査を近く行うというお話でしたが、スケジュールといいますか時期的な部分というのは。

(知 事)

国からの文書が先週金曜日に届きましたので、今週中に各市町村にもう一回調査をするということです。

月内に市町村から（回答が）来て、市町村によってはだめというところもあるでしょうし、受入れ可能というところもあるでしょう。

受入れ可能となると、今度は具体的にどういう形で説明会を開き、受入するのかということは、国とも調整しながら県が中に入ってやることになります。ですから若干時間がかかります。

(幹事社)

わかりました。ありがとうございます。

では、質問ある社、よろしくお願いします。

(記 者)

今の瓦礫の件ですけれども、そうしますと県としては現段階では受入れるか否かという判断は、まだ最終決定はしていないという理解でよろしいでしょうか。

(知 事)

確かに感情論はわかりますが、国の基準値があって、それに合格するものをだめだということになりますと、こればかりではなく、いろんな薬品も全部基準値があるわけであり

ます。

秋田だけが単独にそれを非常に厳しくすると、そもそも別の国になりますから、行政が全く拒むという話にはならないのではないのかと。

ただ心配するのは、場合によっては焼いたら10万ベクレル出たという話もありますので、焼いてもその焼却灰、最終残さが基準値内に収まるのかどうか、ある程度技術的にきちっとした段取りをやったり、一部少量サンプリングしてみるという技術的な知見が必要であり、十分技術的に詰めてご説明しないと住民の方々も不安だと思いますので、少し時間がかかります。

我々としては、ほぼ、これが技術的にもオーケーだという客観的な指標が得られるかどうかによって最終的な判断をしたいと思います。

(記 者)

市町村の意向調査もその判断に当たっての一つの目安になるということなんでしょうか。

(知 事)

受入れる場合は廃棄物処理のルールによって、その市町村がオーケーしないと受けられないです。

市町村がどういう態度をとるのか、処理場がある市町村で、これも県と同じで感情的に嫌だからだめだという話にはならない。

だめだとするとなぜなのか、あるいは住民の皆さんにきちっと説明をした後に、それが前提だということになるのかどうか、いずれにしても慎重に事を進めます。

(記 者)

県議会でも一部質問があったと思うのですが、今、大館市と小坂町の焼却灰の受入れについて、一時期両首長とも受入れ再開というようなトーンだったのが、住民説明会の中でいろいろ意見が出て、慎重姿勢になっているということがあります。

特に県外から電話がかなり入ったとかですね、その説明会の中にも県外からたくさん入

っていくというような、かなり過熱した状況があるのですが、それについては知事がどう思われているのか、今後収束に向かって何が必要なのか、お話をいただければありがたいです。

(知 事)

この種のことになりますと、残念ながら、日本の場合、非常にある意味でナイーブになるというのはわからないでもない。

日本は放射能に対しては、原子爆弾の唯一の被害国であります。

昭和30年代には、イタイイタイ病だとか、いろいろな公害問題が起きており、こういうものについて反対という考えの方々もいらっしゃいますので、それを全く否定するわけではございませんけれども、やはり地元では冷静な判断をしていただきたい。

秋田もそういうことになる可能性がないわけではない。

秋田にはたまたま原発はないけれども、様々な化学工場があるわけです。一定の限度、ルールを持って、お互いに日本全国助け合わないことには、私はおかしいと思います。

産業活動を全部やめればそういうことはなくなるのしょうけれども、一方で産業振興と言っておいて、それに付随するものについて全て拒否するというのは論理的に私は不可解に思っています。

ただ、やはり地元に住んでいる人にしてみれば不安もございます。

それをどうやって解決するかは、単に説明会だけではなくて、その後も万が一の場合の措置なり、あるいは当事者の説明なり、そういうものもしっかり重ねていかなければならないと思いますし、地元でも若干の冷却期間というのは必要です。

この後どういう形で具体的になるのか、県としても、市町村だけに任せるのではなく、地元の市町村のご相談には十分乗ってまいりたいと思います。

(記 者)

瓦礫に関して関連でお伺いします。先程技術的な前提条件とかクリアされた場合というお話でしたけれども、それがクリアされれば、今後、岩手県以外の、今回打診が来しているところ以外にも受入れを拡大していきたいというような県としての瓦礫に対する基本的な姿勢というのは、もう一度お伺いできますでしょうか。

(知 事)

今回は岩手県の一番北部で、逆に秋田県よりも福島から遠いところにあるわけですがけれども、当然、福島のものになると焼却した場合、相当濃いものが出るという可能性があります。

サンプリングして、そういう可能性を探ったときに、国の規制値以上の結果になるようなものは、私は秋田県として受入れるという筋合いは今のところはないかと思います。

(記 者)

それがクリアされれば他のところからも受入れていくというようなお考えでしょうか。

(知 事)

そこまで細かくなりますと、何々県というのではなく、何々地区になります。

あくまでもスポット、スポットで、むしろもう少し小さい範囲でチェックしないとだめだと思います。

全体からすると、例えば岩手県でもいろいろ考えた末に、秋田県にお願いできるのは北部の方だろうということで、岩手県の南部の方は東京都に一部お願いしたり、ほかのところに割り振りしているようですので、宮城、福島のものが秋田へという話は今のところ全くありません。

(記 者)

あともう一点、おにぎりの件ですが、これについては業者から謝罪と報告がありました。が、改めてあれから時間が経った中で、県としてはどう対応していくのかということと、一義的には業者に責任がある中で、最終的には県の事業であるわけで、県としての責任についてはどうお考えなのかという2点お願いします。

(知 事)

二つの側面からお話申し上げます。

一つは、包括的にあきたこまちを売るという前提でありましたので、直接的なミスは企業側にあります。

そういうことで企業側には、農林水産部長に厳しくこの後対応するよにということで、現在事務的に企業と業者とどういう形での信頼回復の方途をするのか、やり取りしている最中です。

かなり恐縮し、できるだけのことをしたいという話ではありますが、具体的に最終版として何らかの形で県に信頼回復の今後のやり方について報告、通知があると思いますので、それを見た上で、県としての最終判断をしたいと、これが業務委託上の業者のミスに対する県の立場であります。

もう一つは、業務委託であってもやるのは県ですので、そこはやはり県の責任になります。

今回結論としてこういう形になったということで、もう少し詳しく調べました。

秋田県ばかりではないのですが、直営から業務委託が多くなり、その結論だけを見た業務委託の方法というか、いわゆる仕様をきちっと自分たちが考えてやらなくなっているというのも一つの要因ではないかと思います。

むしろ確認というよりも、そもそも、もう少し契約の内容が細かくあってしかるべきであったのではないかと思います。

秋田の米のPRですが、数だけ、どうやって配るかだけが念頭にあって、最初から包装用紙に、例えば秋田美人を入れるだとか、秋田の鳥海山を入れるだとか、もうちょっと秋田らしい図案にしてもらうだとか、そういうことを契約の中に入れておけば、当然その内容を確認します。

そこまで考えなかったという契約の仕方がここに至った。

こればかりではなく、いろいろ管理委託も含めて、私も最近感じていたことは、我々の

時代は全部自分で直営でやったものですからダイレクトに自分に来ましたが、業者委託ということは、ワンクッション置きますので、どうしてもお任せになっていたという、そこが非常に反省点であります。

そういうことで県民の皆さんに不快な念を抱かせたということは、お詫びを申し上げなければならぬと思います。

今日もきつく財政課に、業務委託については一つ一つの仕様の細かいところまでチェックの上、予算をつけるようにということを話しました。

いずれにしても大変不名誉なことでありますので、私としても申し訳なく思っています。

(記 者)

今のことで一つお伺いですが、県民に不快な思いを抱かせてしまったとおっしゃいましたけれども、あの場にいらした皆さんに対しては何もお言葉はございませんか。

(知 事)

もらった方もどういう思いで食べたのかわかりませんが、誤った形でお渡ししたということについては申し訳ないと思います。

(記 者)

あともう一点、瓦礫の話に戻して恐縮ですが、県でも最終処分場をお持ちですよね。そちらでの受入れはするというお考えでしょうか。

(知 事)

県も処理場はありますということは国に報告をしていますので、例えば自分の方で焼却するけれども最終処分を県のところに持ってきたという市町村があれば、それはそれでまた検討するということになります。

(記 者)

少し確認ですが、おにぎりの件で直接的なミスは企業側にあるというお話で、この企業というのは、広告代理店を指しているのか、それとも。

(知 事)

両方です。企業（広告代理店）については、あきたこまちを配るという話です。

もう一方は、全農さんに対しては、あきたこまちの新米をお届けしていますので、これは明らかにあきたこまちで炊いているということはわかるはずであり、それに対して、あのシールを使うのは、表示のルールに違反しているわけですから、そういうことで両方とも大変申し訳ないと言っております。

先程お話しましたとおり、信頼回復ということで、お互いにおもしろくない形にならないためには、我々の方で契約の段階でもう少しきちとした契約をしていればお互いに丸く収まったなど。

その時点で我々は変な契約をしたと思っていませんが、包括的な契約だったことから、

そこが抜けたことは反省点であります。

(幹事社)

最後まで一問どなたかおありでしょうか。

ではないようですので、終わりたいと思います。

知事、ありがとうございました。